

〇いちき串木野市行政改革推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、いちき串木野市附属機関条例（平成17年いちき串木野市条例第15号）第3条の規定に基づき、いちき串木野市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 3 前項の委員については、公募によるものとするができる。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、経営改革課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会議に諮って委員長が定める。

いちき串木野市行政改革推進委員会名簿

令和元年8月9日現在

番号	氏名	団体名等
1	とく しげ ひろ つぐ 徳 重 弘 承	さつま日置農業協同組合 串木野支所
2	おく みや ひで お 屋 宮 英 夫	鹿児島銀行 串木野支店
3	かん ば ひろ し 勘 場 裕 司	いちき串木野商工会議所
4	く き の ひろ こ 久 木 野 公 子	市地域女性団体連絡協議会
5	く き やま すみ ひろ 久 木 山 純 広	市まちづくり連絡協議会
6	こく りょう しゅう へい 國 料 修 兵	(公社)串木野青年会議所
7	こ ばる いち し 小 原 市 志	公募委員
8	さい しょ まゆみ 税 所 まゆみ	市PTA連絡協議会
9	しょう の まさ ゆき 生 野 正 行	行政経験者
10	すけ した かず み 祐 下 和 美	公募委員
11	たて いし おさ お 立 石 長 男	南九州税理士会 伊集院支部
12	の もと てつ や 野 元 鉄 矢	(株)光里苑(高齢者多機能福祉施設)
13	はや さき たつ や 早 崎 達 哉	串木野市漁業協同組合
14	ふじ ま ひろ ゆき 藤 間 浩 之	日本地下石油備蓄(株) 串木野事業所

●委員長 久木山純広

●委員長代理 生野正行

◆任期 …… 2年間（平成30年7月1日～令和2年6月30日）

◆事務局 いちき串木野市 経営改革課

課長	東 浩 二
経営改革係長	福 丸 智 也
主任	中袴田 学
主任	中 尾 重 美